

## 高等教育の就学支援新制度に際する授業料減免について

【ご質問・ご要望】（投稿日：2019年7月26日）

高等教育の就学支援新制度によって来年度から大学の授業料相当の金額が支援されるようになりますが、対象となるのは全額が住民税非課税など、現在の京大の授業料免除の規定よりも厳しいものとなっています。

そこで

質問：来年度以降も京大独自の授業料免除制度（上記の新制度で対象にならない人のうち、今年度までは京大の授業料免除の対象になっていた人に対する授業料免除など）は継続される予定か

また、上の質問で継続しないと回答した場合に

高等教育の就学支援新制度で対象にならない人のうち、今年度までは京大の授業料免除の対象になっていた人に対する授業料免除を来年度以降継続すること

を要望します。

【回答】（回答日：2019年9月12日）

（教育推進・学生支援部学生課）

文部科学省ホームページに掲載されている上記新制度の概要等のとおり、新制度での授業料免除対象となる学生と本学における現行の授業料免除対象となる学生の世帯年収基準には差があります。

現行制度による授業料免除については、文部科学省からの予算等により実施しておりますが、現時点で文部科学省からの来年度の予算の詳細が決まっておりません。本学での取り扱いについては、今後、文部科学省からの通知等を踏まえ、大学院生や学部留学生にかかる授業料免除も含め、検討する予定です。

本学での取り扱いが決まり次第、ホームページ等により通知いたします。